

枚方市環境影響評価技術指針

平成5年10月

枚 方 市

目 次

| | | |
|------|----------------|----|
| I | 趣旨 | 1 |
| II | 環境影響評価の手順 | 1 |
| III | 環境影響評価の内容 | 1 |
| 1 | 環境影響要因の抽出 | 1 |
| 2 | 地域の概況の把握 | 1 |
| 3 | 環境影響評価項目の選定 | 2 |
| 4 | 現況調査 | 2 |
| 5 | 環境保全目標の設定 | 2 |
| 6 | 予測 | 2 |
| 7 | 評価 | 2 |
| 8 | 環境保全対策 | 3 |
| | 表 1 地域の概況の調査項目 | 5 |
| | 表 2 環境項目 | 6 |
| | 表 3 現況調査・予測項目等 | 7 |
| IV | 調査等に係る技術的事項 | 18 |
| 第 1 | 大気汚染 | 18 |
| 第 2 | 水質汚濁 | 22 |
| 第 3 | 騒音 | 29 |
| 第 4 | 振動 | 33 |
| 第 5 | 低周波空気振動 | 37 |
| 第 6 | 悪臭 | 40 |
| 第 7 | 土壌汚染 | 44 |
| 第 8 | 地盤沈下 | 48 |
| 第 9 | 動植物 | 51 |
| 第 10 | 緑の量 | 55 |
| 第 11 | 廃棄物 | 58 |
| 第 12 | 日照障害 | 60 |
| 第 13 | 電波障害 | 63 |
| 第 14 | 風害 | 66 |
| 第 15 | 景観 | 68 |
| 第 16 | 安全性 | 71 |
| 第 17 | コミュニティ | 74 |
| 第 18 | 歴史的環境 | 77 |

I 趣旨

- 1 この「枚方市環境影響評価技術指針」（以下「技術指針」という。）は、枚方市環境影響評価条例（平成4年枚方市条例第29号）第7条の規定に基づき、環境影響評価が科学的かつ適正に行われるために必要な技術的事項について、条例に定めるすべての対象事業に共通するものとして定めたものである。
- 2 事業者が調査、予測及び評価を実施するに当たっては、対象事業の内容及び地域の特性を勘案し、必要な調査等の項目、方法等を選定するものとする。
- 3 この技術指針は今後の科学的知見の進展及び環境影響評価の実績の積み重ね等により、必要に応じて適正な判断を加え所要の改定を行うものである。

II 環境影響評価の手順

環境影響評価は次の手順により行うものとする。

- (1) 事業計画案の策定
- (2) 環境影響要因の抽出
- (3) 地域の概況の把握
- (4) 環境影響評価項目の選定
- (5) 環境影響評価事前計画書の作成
- (6) 現況調査
- (7) 環境保全目標の設定
- (8) 予測
- (9) 評価
- (10) 環境保全対策の検討
- (11) 環境影響評価準備書の作成
- (12) 見解書の作成
- (13) 環境影響評価書の作成

以上の手順を図に示すと図1のとおりである。

III 環境影響評価の内容

1 環境影響要因の抽出

対象事業の計画の内容を検討し、当該対象事業の実施に係る工事、施設の存在及び供用の各段階において環境影響要因を把握する。

2 地域の概況の把握

環境影響評価項目を選定するために、必要となる地域の概況（表1参照）につい

て既存の資料、文献又は現地調査により把握する。

3 環境影響評価項目の選定

環境影響要因及び地域の概況を検討し、表2に示す環境項目の内から必要な環境影響評価項目を選定する。

なお、選定しなかった項目については、その理由を明らかにする。

4 現況調査

表3に示す項目から必要な現況調査項目を選択し「IV 調査等に係る技術的事項」に定めるところにより、現況調査を行う。

なお、調査にあたって調査地域、調査地点等を設定する必要があるが、事業計画案、地域の概況を基に十分検討し必要に応じて予備調査を実施するなどにより、設定根拠を明確にした上で調査地域、調査地点等を設定する。

5 環境保全目標の設定

環境保全目標は、対象事業の実施が環境に及ぼす影響の程度を客観的に判断するためのものである。

3で選定した環境影響評価項目について、「IV 調査等に係る技術的事項」に定めるところにより、地域において保全すべき目標として可能な限り定量的に設定する。

6 予測

3で選定された環境影響評価項目について、「IV 調査等に係る技術的事項」に定めるところにより予測を行う。

予測は可能な限り定量的に行うものとし、定量的な予測が困難な場合には類似事例等を参考に、事業の実施による変化を明らかにする。

なお、予測に用いる諸条件については予測結果に影響を及ぼすものであるので、事業計画案、現況調査結果を基に十分検討し設定根拠を明確にした上で、諸条件を設定する。

7 評価

評価は、環境影響の予測結果とあらかじめ設定した環境保全目標との適合性を明らかにすることにより行う。

8 環境保全対策

環境保全対策は、対象事業の計画案策定の当初から検討されるものであるが、評価の結果環境保全目標を満足しない場合には代替案の検討を含めて、環境保全対策を検討しその内容をふまえて再度予測及び評価を行う。

図 1 環境影響評価の手順

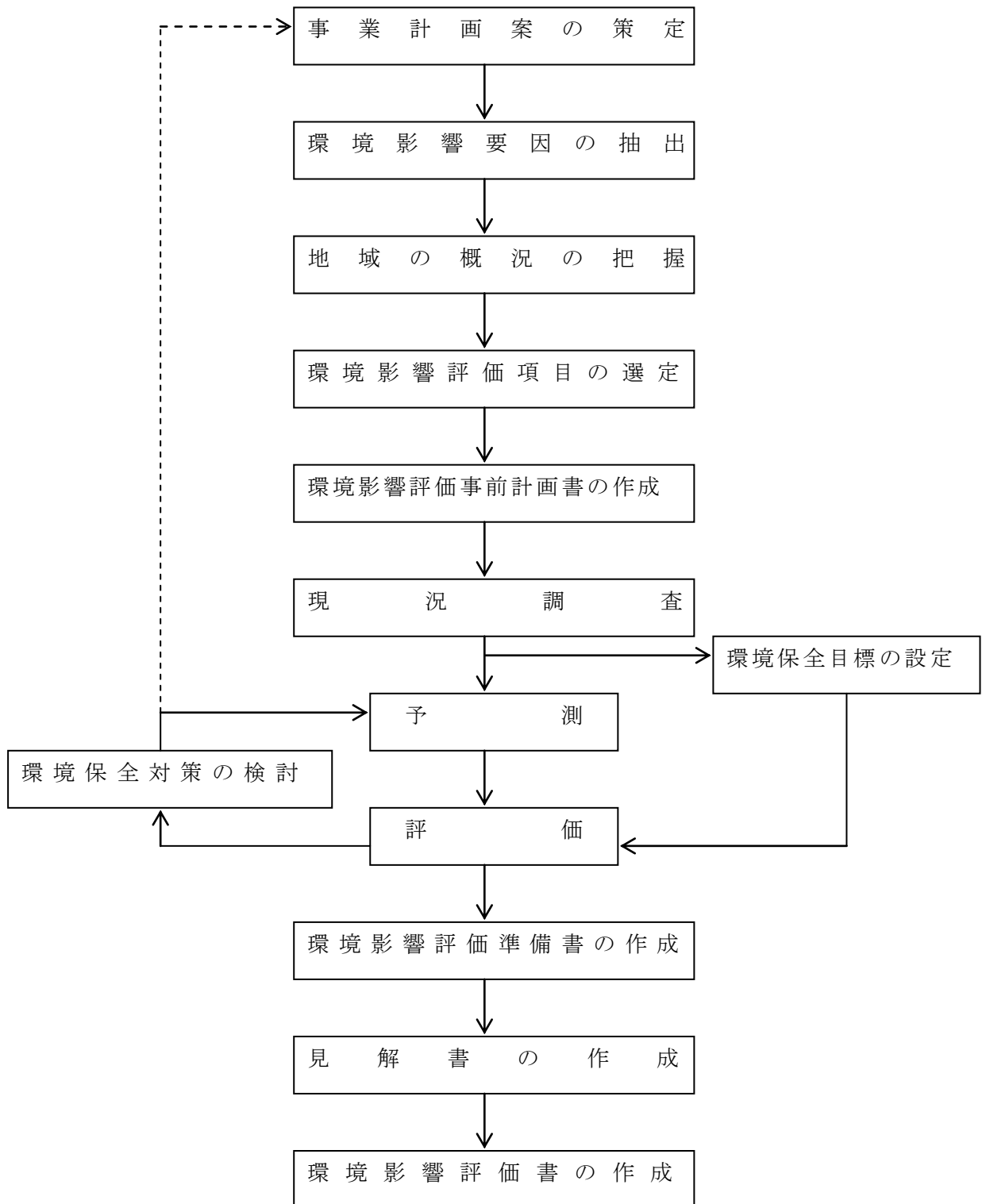


表 1 地域の概況の調査項目

| | |
|-------------------|-----------------------|
| 人 口 | 人口動態、人口密度、人口分布、流域人口等 |
| 産 業 | 事業所、農業、工業、商業等の状況 |
| 交 通 | 道路交通状況、公共交通網等 |
| 土地利用 | 土地利用概況、用途地域指定等 |
| 公共施設 | 教育・文化施設、保健医療施設、公園等の状況 |
| 環境衛生 | 下水道、廃棄物処理の状況 |
| 水域と その利用 | 水域の概況、水利用等 |
| 関係法令による 指定、規制等 | 関係法令による指定地域、規制内容等 |
| 地 象 | 地形、地質等 |
| 気 象 | 風向、風速、温度、降水量等 |
| 水 象 | 流量、流況等 |
| 生 物 | 動物、植物の概況 |
| 文化財 | 文化財の概況 |

表 2 環境項目

| | | |
|---------------------------------|---------|--------------------------------|
| 公 害 の 防 止 | 大気汚染 | |
| | 水質汚濁 | 公共用水域の水質 公共用水域の底質 地下水の水質 |
| | 騒音 | |
| | 振動 | |
| | 低周波空気振動 | |
| | 悪臭 | |
| | 土壌汚染 | |
| | 地盤沈下 | |
| 自然 環境 | 動植物 | 動物 植物 |
| | 緑の量 | |
| 社 会 ・ 文 化 環 境 | 廃棄物 | |
| | 日照阻害 | |
| | 電波障害 | |
| | 風害 | |
| | 景観 | |
| | 安全性 | 交通安全 斜面崩壊 危険物 |
| | コミュニティ | |
| | 歴史的環境 | |